

**社会福祉法人岩手県社会福祉協議会  
福祉サービス第三者評価料金に関する規程**

(趣旨)

第1 この規程は、社会福祉法人岩手県社会福祉協議会が行う福祉サービス第三者評価の料金（以下「評価料金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(評価料金)

第2 評価料金は、別表1に定めるとおりとする。

2 県外施設の第三者評価に当たっては、別途必要経費を請求する。

(キャンセル料)

第3 福祉サービス第三者評価の受審契約後、受審事業所からの申出により受審を中止する場合は、1事業所ごとにキャンセル料が発生するものとする。

2 キャンセル料は、別表2に定めるとおりとする。

3 県外施設の場合は、別途必要経費を請求する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年9月6日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(別表 1 )

## 福祉サービス第三者評価料金表

標準的な実施内容	評価料金
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 評価基準研修会 2 回</li> <li>・ 訪問調査①（自己評価結果の確認・事前書面調査資料の確認）</li> <li>・ 訪問調査②（聞き取り・視察・書類の閲覧）</li> <li>・ 利用者調査</li> <li>・ 評価結果報告会</li> <li>・ 結果の公表（社会的養護関係施設以外の事業所については、事業所が同意した場合）</li> </ul>	1 事業所当たり 350,000 円

(別表 2 )

## 福祉サービス第三者評価 キャンセル料

受審中止の申出時期	金額 (円)
(1) 評価基準研修会実施前	無料
(2) 評価基準研修会実施（1～2回）後	17,500 円
(3) 確認書類の提出～事前合議（訪問調査②の15日前頃）前	52,500 円
(4) 事前合議実施後～当日	70,000 円